

「特定後付装置のリコール届出等に関する取扱要領について（依命通達）」  
 （平成15年8月25日付国自審第504号）の一部改正について

改正 平成17年4月1日付け国自審第2141号

改正（案）	現行
<p>別添1 年少者用補助乗車装置のリコール届出等に関する取扱要領</p> <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1章 総則                     <ul style="list-style-type: none"> <li>第1 本要領の適用</li> </ul> </li> <li>第2章 リコール                     <ul style="list-style-type: none"> <li>第2 リコール届出</li> <li>第3 リコール対象装置の範囲</li> <li>第4 リコールの周知</li> <li>第5 改善の実施</li> <li>第6 改善の実施までの暫定措置</li> <li>第7 リコールの実施状況報告</li> </ul> </li> <li>第3章 サービスキャンペーン                     <ul style="list-style-type: none"> <li>第8 サービスキャンペーンの通知</li> </ul> </li> <li>第4章 雑則                     <ul style="list-style-type: none"> <li>第9 準用規定</li> <li>第10 届出書等へ記入する署名等</li> <li>第11 届出書等への連署</li> </ul> </li> </ul> <p>第1章 総則</p> <p>第1 本要領の適用</p> <p>年少者用補助乗車装置（以下「装置」という。）について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第63条の3第2項に規定する道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合させるための改善措置（以下「リコール」という。）の届出及び同条第4項に規定するリコールの実施状況報告その他の事項の取扱いは、法第63条の3並びに道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）第50条、第51条及び第51条の2の規定によるほか、本要領に定めるところによる。</p>	<p>別添1 年少者用補助乗車装置のリコール届出等に関する取扱要領</p> <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1章 総則                     <ul style="list-style-type: none"> <li>第1 本要領の適用</li> </ul> </li> <li>第2章 リコール                     <ul style="list-style-type: none"> <li>第2 リコール届出</li> <li>第3 リコール対象装置の範囲</li> <li>第4 リコールの周知</li> <li>第5 改善の実施</li> <li>第6 改善の実施までの暫定措置</li> <li>第7 リコールの実施状況報告</li> </ul> </li> <li>第3章 サービスキャンペーン                     <ul style="list-style-type: none"> <li>第8 サービスキャンペーンの通知</li> </ul> </li> <li>第4章 雑則                     <ul style="list-style-type: none"> <li>第9 準用規定</li> <li>第10 届出書等へ記入する署名等</li> <li>第11 届出書等への連署</li> </ul> </li> </ul> <p>第1章 総則</p> <p>第1 本要領の適用</p> <p>年少者用補助乗車装置（以下「装置」という。）について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第63条の3第2項に規定する道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合させるための改善措置（以下「リコール」という。）の届出及び同条第4項に規定するリコールの実施状況報告その他の事項の取扱いは、法第63条の3並びに道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）第50条、第51条及び第51条の2の規定によるほか、本要領に定めるところによる。</p>

## 第2章 リコール

### 第2 リコール届出

1 装置の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される装置を製作することを業とする者から当該装置を購入する契約を締結している者であつて当該装置を輸入することを業とするもの（以下「装置製作者等」という。）が、製作又は輸入した当該装置について、法第63条の3第2項に規定する届出（以下「リコール届出」という。）を行うときは、リコール届出書（第1号様式）により、行うものとする。

この場合において、次の各号に掲げる基準不適合状態（保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態をいう。以下同じ。）は、当該装置が基準不適合状態にある原因が設計又は製作の過程にはない例とする。

- (1) 使用過程時の不適切な維持管理に起因する基準不適合状態
- (2) 誤った取付又は使用に起因する基準不適合状態
- (3) 通常想定される使用の限度又は耐用期間を超えて使用されたことが原因と認められる基準不適合状態
- (4) 当該装置製作者等が関与しない改造が行われたことが原因と認められる基準不適合状態
- (5) 天災、異常気象等通常想定し得ない外部条件が原因と認められる基準不適合状態
- (6) 過去における当該装置の装着車両の事故による衝撃が原因と認められる基準不適合状態

なお、当該届出を行う際、電子申請（「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）」（以下「行政手続オンライン化法」という。）に基づく、国土交通省オンライン申請システムを利用して行うオンライン申請・届出等をいう。）により行うことができる。

2 リコール届出書には、次に掲げる書面を添付するものとする。

なお、電子申請を行う際の添付書面は各書面毎に電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下、「電磁的記録」という。）により作成し、PDF形式（Adobe® PDF (Portable Document Format) 形式をいう。）で添付するものとする。作成にあつては、原則、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成した電磁的記録をPDF形式で記録するものとする。また、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成することができない場合にあつては、画像ソフト等を用いて作成

## 第2章 リコール

### 第2 リコール届出

1 装置の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される装置を製作することを業とする者から当該装置を購入する契約を締結している者であつて当該装置を輸入することを業とするもの（以下「装置製作者等」という。）が、製作又は輸入した当該装置について、法第63条の3第2項に規定する届出（以下「リコール届出」という。）を行うときは、リコール届出書（第1号様式）により、行うものとする。

この場合において、次の各号に掲げる基準不適合状態（保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態をいう。以下同じ。）は、当該装置が基準不適合状態にある原因が設計又は製作の過程にはない例とする。

- (1) 使用過程時の不適切な維持管理に起因する基準不適合状態
- (2) 誤った取付又は使用に起因する基準不適合状態
- (3) 通常想定される使用の限度又は耐用期間を超えて使用されたことが原因と認められる基準不適合状態
- (4) 当該装置製作者等が関与しない改造が行われたことが原因と認められる基準不適合状態
- (5) 天災、異常気象等通常想定し得ない外部条件が原因と認められる基準不適合状態
- (6) 過去における当該装置の装着車両の事故による衝撃が原因と認められる基準不適合状態

2 リコール届出書には、次に掲げる書面を添付するものとする。

し、PDF形式で記録した電磁的記録でもよいものとする。  
この場合において、イメージスキャナーにより画像等を読み取る際の解像度は200dpi程度とする。

- (1) リコール届出一覧表（第2号様式）
- (2) 改善箇所説明図（リコール対象装置の識別方法に関する説明を含む。）
- (3) リコール対象装置の外観写真（カラー写真でE判程度の大きさのものを）を貼付した書面（なお、余白部には、当該対象装置の型式を記載する。）
- (4) その他届出に関して必要と認められる書面

3 リコールの届出をする者は、第4第4項に規定する公表のため、第2第1号から第3号までに掲げる書面を国土交通大臣に別に定める部数提出するものとする。

ただし、当該申請等を電子申請により実施した場合には提出を要しない。

### 第3 リコール対象装置の範囲

リコール対象装置としてリコール届出書に記載するものは、当該基準不適合状態にある装置であって、滅失し、解体し、又は廃棄したもの以外のものとする。ただし、装置製作者等が管理している装置であって、第5に規定する改善が確実に実施されるものにあつては、リコール対象装置に含めないことができる。

### 第4 リコールの周知

1 装置製作者等は、リコール届出を行った場合には、装置製作者等が開設するインターネットホームページ、新聞、雑誌等への社告等の掲載、使用者登録カードを活用した使用者への通知等により、速やかにリコール対象装置の使用者に対して次の事項の周知に努めるものとする。

- (1) 基準不適合状態にあると認める装置の状況及びその原因
- (2) リコールの内容
- (3) リコール対象装置の識別方法
- (4) 改善を実施するまでの間の使用上の注意事項その他の必要な事項（特に必要がある場合に限る。）

2 装置製作者等は、リコール届出を行った場合には、当該装置の販売事業者に対し、次の事項を周知するとともに、使用者への情報提供について協力を依頼するよう努めるものとする。

ただし、リコール対象装置の数が極めて少数であり、かつ、装置製作者等が確実に全ての装置に対して改善が実施できる場合にあつては、この限りではない。

- (1) リコール届出一覧表（第2号様式）
- (2) 改善箇所説明図（リコール対象装置の識別方法に関する説明を含む。）
- (3) リコール対象装置の外観写真（カラー写真でE判程度の大きさのものを）を貼付した書面（なお、余白部には、当該対象装置の型式を記載する。）
- (4) その他届出に関して必要と認められる書面

3 リコールの届出をする者は、第4第4項に規定する公表のため、第2第1号から第3号までに掲げる書面を国土交通大臣に別に定める部数提出するものとする。

### 第3 リコール対象装置の範囲

リコール対象装置としてリコール届出書に記載するものは、当該基準不適合状態にある装置であって、滅失し、解体し、又は廃棄したもの以外のものとする。ただし、装置製作者等が管理している装置であって、第5に規定する改善が確実に実施されるものにあつては、リコール対象装置に含めないことができる。

### 第4 リコールの周知

1 装置製作者等は、リコール届出を行った場合には、装置製作者等が開設するインターネットホームページ、新聞、雑誌等への社告等の掲載、使用者登録カードを活用した使用者への通知等により、速やかにリコール対象装置の使用者に対して次の事項の周知に努めるものとする。

- (1) 基準不適合状態にあると認める装置の状況及びその原因
- (2) リコールの内容
- (3) リコール対象装置の識別方法
- (4) 改善を実施するまでの間の使用上の注意事項その他の必要な事項（特に必要がある場合に限る。）

2 装置製作者等は、リコール届出を行った場合には、当該装置の販売事業者に対し、次の事項を周知するとともに、使用者への情報提供について協力を依頼するよう努めるものとする。

ただし、リコール対象装置の数が極めて少数であり、かつ、装置製作者等が確実に全ての装置に対して改善が実施できる場合にあつては、この限りではない。

- (1) 基準不適合状態にあると認める装置の状況及びその原因
- (2) リコールの内容
- (3) リコール対象装置の識別方法

3 装置製作者等は、リコール届出を行った場合には、自動車整備振興会の機関誌への、次の事項を含む届出内容の掲載により、自動車分解整備事業者に対する周知のための措置を講ずるものとする。

ただし、リコール対象装置の数が極めて少数であり、かつ、装置製作者等が確実に全ての装置に対して改善が実施できる場合にあつては、この限りではない。

- (1) 基準不適合状態にあると認める装置の状況及びその原因
- (2) リコールの内容
- (3) リコール対象装置の識別方法

4 国土交通大臣は、リコールの届出を受理したときは、改善の実施の促進を図るため、第2第2項第1号から第3号までの書面をもって公表するものとする。

#### 第5 改善の実施

1 装置製作者等は、リコール届出を行った場合には、速やかに、リコール対象装置に対する改善の実施に努めるものとする。

2 リコールによる改善は、当該基準不適合状態を解消し、かつ、他の部分が基準不適合状態に至る可能性のないものとする。また、改善を実施したか否かについて、改善の実施後、容易に識別できるものとする。

3 使用者により確実に改善措置が実施されると認められるものについては、使用者に対策部品等を送付することにより改善を実施することができるものとする。

4 装置製作者等は、販売店等に改善の実施を請け負わせることができるものとする。

#### 第6 改善の実施までの暫定措置

リコール届出した装置製作者等は、改善に係わる部品の生産、供給等の事由によりリコール届出後速やかに改善が実施できない場合にあつては、必要に応じて、リコール対象装置の状況を把握し、使用上の注意事項の周知その他の暫定措置を実施するものとする。

#### 第7 リコールの実施状況報告

- (1) 基準不適合状態にあると認める装置の状況及びその原因
- (2) リコールの内容
- (3) リコール対象装置の識別方法

3 装置製作者等は、リコール届出を行った場合には、自動車整備振興会の機関誌への、次の事項を含む届出内容の掲載により、自動車分解整備事業者に対する周知のための措置を講ずるものとする。

ただし、リコール対象装置の数が極めて少数であり、かつ、装置製作者等が確実に全ての装置に対して改善が実施できる場合にあつては、この限りではない。

- (1) 基準不適合状態にあると認める装置の状況及びその原因
- (2) リコールの内容
- (3) リコール対象装置の識別方法

4 国土交通大臣は、リコールの届出を受理したときは、改善の実施の促進を図るため、第2第2項第1号から第3号までの書面をもって公表するものとする。

#### 第5 改善の実施

1 装置製作者等は、リコール届出を行った場合には、速やかに、リコール対象装置に対する改善の実施に努めるものとする。

2 リコールによる改善は、当該基準不適合状態を解消し、かつ、他の部分が基準不適合状態に至る可能性のないものとする。また、改善を実施したか否かについて、改善の実施後、容易に識別できるものとする。

3 使用者により確実に改善措置が実施されると認められるものについては、使用者に対策部品等を送付することにより改善を実施することができるものとする。

4 装置製作者等は、販売店等に改善の実施を請け負わせることができるものとする。

#### 第6 改善の実施までの暫定措置

リコール届出した装置製作者等は、改善に係わる部品の生産、供給等の事由によりリコール届出後速やかに改善が実施できない場合にあつては、必要に応じて、リコール対象装置の状況を把握し、使用上の注意事項の周知その他の暫定措置を実施するものとする。

#### 第7 リコールの実施状況報告

1 リコール届出をした装置製作者等は、毎年1月、4月、7月及び10月のそれぞれ20日までに、その前月末日までのリコールの実施状況について、第3号様式により報告するものとする。

なお、当該報告を行う際、電子申請により行うことができる。

2 前項の場合において、社団法人日本自動車部品工業会に所属する装置製作者等にあつては、同会を経由して報告できるものとする。

3 次に掲げる場合には、国土交通大臣は、リコールが完了したものと認め、又は報告の必要がなくなったと認めることとし、規則第51条の2の規定に従い、その事由があつた日以降の報告は不要とする。

(1) リコール対象装置の全てについてリコールを実施した旨報告したとき。

(2) リコール届出をした日から、3年を経過したとき（国土交通省自動車交通局長が引き続き報告の必要があると認め、装置製作者等に通知して報告期間を延長した場合を除く。）。

(3) その他、国土交通省自動車交通局長が一定の改善措置が行われたと判断したとき。

### 第3章 サービスキャンペーン

#### 第8 サービスキャンペーンの通知

リコール届出等の円滑な運用を図るため、サービスキャンペーン（リコールに該当しない場合であつて、装置製作者等が同一の型式の一定の範囲の装置について、使用者に周知して対策を講じることをいう。）を実施するときは、当該装置製作者等は、国土交通省自動車交通局技術安全部審査課長に対して、第4号様式により、その対策の内容を通知するよう努めるものとする。

なお、当該通知を行う際、電子申請により行うことができる。

### 第4章 雑則

#### 第9 準用規定

1 輸入することを業とする者であつて装置製作者等以外の者が輸入した装置についてリコールの措置を行う場合に

1 リコール届出をした装置製作者等は、毎年1月、4月、7月及び10月のそれぞれ20日までに、その前月末日までのリコールの実施状況について、第3号様式により報告するものとする。

2 前項の場合において、社団法人日本自動車部品工業会に所属する装置製作者等にあつては、同会を経由して報告できるものとする。

3 次に掲げる場合には、国土交通大臣は、リコールが完了したものと認め、又は報告の必要がなくなったと認めることとし、規則第51条の2の規定に従い、その事由があつた日以降の報告は不要とする。

(1) リコール対象装置の全てについてリコールを実施した旨報告したとき。

(2) リコール届出をした日から、3年を経過したとき（国土交通省自動車交通局長が引き続き報告の必要があると認め、装置製作者等に通知して報告期間を延長した場合を除く。）。

(3) その他、国土交通省自動車交通局長が一定の改善措置が行われたと判断したとき。

### 第3章 サービスキャンペーン

#### 第8 サービスキャンペーンの通知

リコール届出等の円滑な運用を図るため、サービスキャンペーン（リコールに該当しない場合であつて、装置製作者等が同一の型式の一定の範囲の装置について、使用者に周知して対策を講じることをいう。）を実施するときは、当該装置製作者等は、国土交通省自動車交通局技術安全部審査課長に対して、第4号様式により、その対策の内容を通知するよう努めるものとする。

### 第4章 雑則

#### 第9 準用規定

1 輸入することを業とする者であつて装置製作者等以外の者が輸入した装置についてリコールの措置を行う場合に

は、当該装置を輸入した者は第1から第7までの規定に準じて届出及び報告をすることができるものとする。

- 2 輸入することを業とする者であって装置製作者等以外の者が輸入した装置についてサービスキャンペーンの措置を行う場合には、当該装置を輸入した者は第8の規定に準じて通知することができるものとする。

第10 届出書等へ記入する署名等

- 1 届出書には、押印することに代えて、届出する者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から届出に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。  
この場合において、権限の委任を受けた者が届出書を提出しようとするときには、権限の委任を受けていることを証する書面を事前に提出するものとする。
- 2 外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記入する。

第11 届出書等への連署

複数の者が同一の装置について届出若しくは報告又は通知をする場合には、連署で行うことができるものとする。

は、当該装置を輸入した者は第1から第7までの規定に準じて届出及び報告をすることができるものとする。

- 2 輸入することを業とする者であって装置製作者等以外の者が輸入した装置についてサービスキャンペーンの措置を行う場合には、当該装置を輸入した者は第8の規定に準じて通知することができるものとする。

第10 届出書等へ記入する署名等

- 1 届出書には、押印することに代えて、届出する者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から届出に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。  
この場合において、権限の委任を受けた者が届出書を提出しようとするときには、権限の委任を受けていることを証する書面を事前に提出するものとする。
- 2 外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記入する。

第11 届出書等への連署

複数の者が同一の装置について届出若しくは報告又は通知をする場合には、連署で行うことができるものとする。

## 別添2 タイヤのリコール届出等に関する取扱要領

### 目次

- 第1章 総則
  - 第1 本要領の適用
  
- 第2章 リコール
  - 第2 リコール届出
  - 第3 リコール対象タイヤの範囲
  - 第4 リコールの周知
  - 第5 改善の実施
  - 第6 改善の実施までの暫定措置
  - 第7 リコールの実施状況報告
  
- 第3章 サービスキャンペーン
  - 第8 サービスキャンペーンの通知
  
- 第4章 雑則
  - 第9 準用規定
  - 第10 届出書等へ記入する署名等
  - 第11 届出書等への連署

### 第1章 総則

#### 第1 本要領の適用

タイヤについて道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第63条の3第2項に規定する道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合させるための改善措置（以下「リコール」という。）の届出及び同条第4項に規定するリコールの実施状況報告その他の事項の取扱いは、法第63条の3並びに道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）第50条、第51条及び第51条の2の規定によるほか、本要領に定めるところによる。

### 第2章 リコール

#### 第2 リコール届出

1 タイヤの製作を業とする者又は外国において本邦に輸出されるタイヤを製作することを業とするものから当該タイヤを購入する契約を締結している者であって当該タイヤを輸入することを業とするもの（以下「タイヤ製作者等」という。）が、製作又は輸入した当該タイヤについて、法第63条の3第2項に規定する届出（以下「リコール届出」という。）を

## 別添2 タイヤのリコール届出等に関する取扱要領

### 目次

- 第1章 総則
  - 第1 本要領の適用
  
- 第2章 リコール
  - 第2 リコール届出
  - 第3 リコール対象タイヤの範囲
  - 第4 リコールの周知
  - 第5 改善の実施
  - 第6 改善の実施までの暫定措置
  - 第7 リコールの実施状況報告
  
- 第3章 サービスキャンペーン
  - 第8 サービスキャンペーンの通知
  
- 第4章 雑則
  - 第9 準用規定
  - 第10 届出書等へ記入する署名等
  - 第11 届出書等への連署

### 第1章 総則

#### 第1 本要領の適用

タイヤについて道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第63条の3第2項に規定する道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合させるための改善措置（以下「リコール」という。）の届出及び同条第4項に規定するリコールの実施状況報告その他の事項の取扱いは、法第63条の3並びに道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）第50条、第51条及び第51条の2の規定によるほか、本要領に定めるところによる。

### 第2章 リコール

#### 第2 リコール届出

1 タイヤの製作を業とする者又は外国において本邦に輸出されるタイヤを製作することを業とするものから当該タイヤを購入する契約を締結している者であって当該タイヤを輸入することを業とするもの（以下「タイヤ製作者等」という。）が、製作又は輸入した当該タイヤについて、法第63条の3第2項に規定する届出（以下「リコール届出」という。）を

行うときは、リコール届出書（第1号様式）により、行うものとする。

この場合において、次の各号に掲げる基準不適合状態（保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態をいう。以下同じ）は、当該タイヤが基準不適合状態にある原因が設計又は製作の過程にはない例とする。

- (1) 使用過程時の不適切な維持管理に起因する基準不適合状態
- (2) 誤った取付又は使用に起因する基準不適合状態
- (3) 通常想定される使用の限度又は耐用期間を超えて使用されたことが原因と認められる基準不適合状態
- (4) 当該タイヤ製作者等が関与しない改造が行われたことが原因と認められる基準不適合状態
- (5) 天災、異常気象等通常想定し得ない外部条件が原因と認められる基準不適合状態
- (6) 過去における当該タイヤの装着車両の事故による衝撃が原因と認められる基準不適合状態

なお、当該届出を行う際、電子申請（「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）」（以下「行政手続オンライン化法」という。）に基づく、国土交通省オンライン申請システムを利用して行うオンライン申請・届出等をいう。）により行うことができる。

2 リコール届出書には、次に掲げる書面を添付するものとする。

- (1) リコール届出一覧表（第2号様式）
- (2) 改善箇所説明図（対象タイヤの識別方法に関する説明を含む。）
- (3) リコール対象タイヤの外観写真（カラー写真でE判程度の大きさのものを）を貼付した書面（なお、余白部には、当該対象タイヤの型式を記載する。）
- (4) その他届出に関して必要と認められる書面

なお、電子申請を行う際の添付書面は各書面毎に電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下、「電磁的記録」という。）により作成し、PDF形式（Adobe® PDF (Portable Document Format) 形式をいう。）で添付するものとする。作成にあたっては、原則、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成した電磁的記録をPDF形式で記録するものとする。また、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成することができない場合にあつては、画像ソフト等を用いて作成し、PDF形式で記録した電磁的記録でもよいものとする。

行うときは、リコール届出書（第1号様式）により、行うものとする。

この場合において、次の各号に掲げる基準不適合状態（保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態をいう。以下同じ）は、当該タイヤが基準不適合状態にある原因が設計又は製作の過程にはない例とする。

- (1) 使用過程時の不適切な維持管理に起因する基準不適合状態
- (2) 誤った取付又は使用に起因する基準不適合状態
- (3) 通常想定される使用の限度又は耐用期間を超えて使用されたことが原因と認められる基準不適合状態
- (4) 当該タイヤ製作者等が関与しない改造が行われたことが原因と認められる基準不適合状態
- (5) 天災、異常気象等通常想定し得ない外部条件が原因と認められる基準不適合状態
- (6) 過去における当該タイヤの装着車両の事故による衝撃が原因と認められる基準不適合状態

2 リコール届出書には、次に掲げる書面を添付するものとする。

- (1) リコール届出一覧表（第2号様式）
- (2) 改善箇所説明図（対象タイヤの識別方法に関する説明を含む。）
- (3) リコール対象タイヤの外観写真（カラー写真でE判程度の大きさのものを）を貼付した書面（なお、余白部には、当該対象タイヤの型式を記載する。）
- (4) その他届出に関して必要と認められる書面

この場合において、イメージスキャナーにより画像等を読み取る際の解像度は200dpi程度とする。

3 リコールの届出をする者は、第4第4項に規定する公表のため、第2第1号から第3号までに掲げる書面を国土交通大臣に別に定める部数提出するものとする。

ただし、当該申請等を電子申請により実施した場合には提出を要しない。

### 第3 リコール対象タイヤの範囲

リコールの対象タイヤとしてリコール届出書に記載するのは、当該基準不適合状態にあるタイヤであって、滅失し、解体し、又は廃棄したもの以外のものとする。ただし、タイヤ製作者等が管理している未販売のタイヤであって、第5に規定する改善が確実に実施されるものにあつては、リコール対象タイヤに含めないことができる。

### 第4 リコールの周知

1 タイヤ製作者等は、リコール届出を行った場合には、タイヤ製作者等が開設するインターネットホームページ、新聞、雑誌等への社告等の掲載、把握しているリコール対象タイヤの使用者への通知等により、速やかにリコール対象タイヤの使用者に対して次の事項の周知に努めるものとする。

- (1) 基準不適合状態にあると認めるタイヤの状況及びその原因
- (2) リコールの内容
- (3) リコール対象タイヤの識別方法
- (4) 改善を実施するまでの間の使用上の注意事項その他の必要な事項（特に必要がある場合に限る。）

2 タイヤ製作者等は、リコール届出を行った場合には、当該タイヤの販売事業者に対し、次の事項を周知するとともに、使用者への情報提供について協力を依頼するよう努めるものとする。

ただし、リコール対象タイヤの数が極めて少数であり、かつ、タイヤ製作者等が確実に全てのタイヤに対して改善が実施できる場合にあつては、この限りではない。

- (1) 基準不適合状態にあると認めるタイヤの状況及びその原因
- (2) リコールの内容
- (3) リコール対象タイヤの識別方法

3 タイヤ製作者等は、リコール届出を行った場合には、自動車整備振興会の機関誌への、次の事項を含む届出内容の掲載

3 リコールの届出をする者は、第4第4項に規定する公表のため、第2第1号から第3号までに掲げる書面を国土交通大臣に別に定める部数提出するものとする。

### 第3 リコール対象タイヤの範囲

リコールの対象タイヤとしてリコール届出書に記載するのは、当該基準不適合状態にあるタイヤであって、滅失し、解体し、又は廃棄したもの以外のものとする。ただし、タイヤ製作者等が管理している未販売のタイヤであって、第5に規定する改善が確実に実施されるものにあつては、リコール対象タイヤに含めないことができる。

### 第4 リコールの周知

1 タイヤ製作者等は、リコール届出を行った場合には、タイヤ製作者等が開設するインターネットホームページ、新聞、雑誌等への社告等の掲載、把握しているリコール対象タイヤの使用者への通知等により、速やかにリコール対象タイヤの使用者に対して次の事項の周知に努めるものとする。

- (1) 基準不適合状態にあると認めるタイヤの状況及びその原因
- (2) リコールの内容
- (3) リコール対象タイヤの識別方法
- (4) 改善を実施するまでの間の使用上の注意事項その他の必要な事項（特に必要がある場合に限る。）

2 タイヤ製作者等は、リコール届出を行った場合には、当該タイヤの販売事業者に対し、次の事項を周知するとともに、使用者への情報提供について協力を依頼するよう努めるものとする。

ただし、リコール対象タイヤの数が極めて少数であり、かつ、タイヤ製作者等が確実に全てのタイヤに対して改善が実施できる場合にあつては、この限りではない。

- (1) 基準不適合状態にあると認めるタイヤの状況及びその原因
- (2) リコールの内容
- (3) リコール対象タイヤの識別方法

3 タイヤ製作者等は、リコール届出を行った場合には、自動車整備振興会の機関誌への、次の事項を含む届出内容の掲載

により、自動車分解整備事業者に対する周知のための措置を講ずるものとする。

ただし、リコール対象タイヤの数が極めて少数であり、かつ、タイヤ製作者等が確実に全てのタイヤに対して改善が実施できる場合にあつては、この限りではない。

- (1) 基準不適合状態にあると認めるタイヤの状況及びその原因
- (2) リコールの内容
- (3) リコール対象タイヤの識別方法

4 国土交通大臣は、リコールの届出を受理したときは、改善の実施の促進を図るため、第2第2項第1号から第3号までの書面をもって公表するものとする。

#### 第5 改善の実施

1 タイヤ製作者等は、リコール届出を行った場合には、速やかに、リコール対象タイヤに対する改善の実施に努めるものとする。

2 リコールによる改善は、当該基準不適合状態を解消し、かつ、他の部分が基準不適合状態に至る可能性のないものとする。また、改善を実施したか否かについて、改善の実施後、容易に識別できるものとする。

3 タイヤ製作者等は、販売店等に改善の実施を請け負わせることができるものとする。

#### 第6 改善の実施までの暫定措置

リコール届出したタイヤ製作者等は、改善に係わる部品の生産及び供給等の事由によりリコール届出後速やかに改善が実施できない場合にあつては、必要に応じて、リコール対象タイヤの状況を把握し、使用上の注意事項の周知その他の暫定措置を実施するものとする。

#### 第7 リコールの実施状況報告

1 リコール届出したタイヤ製作者等は、毎年1月、4月、7月及び10月のそれぞれ20日までに、その前月末日までのリコールの実施状況について、第3号様式により報告するものとする。

2 前項の場合において、社団法人日本自動車タイヤ協会に所属するタイヤ製作者等にあつては、同会を経由して報告できるものとする。

により、自動車分解整備事業者に対する周知のための措置を講ずるものとする。

ただし、リコール対象タイヤの数が極めて少数であり、かつ、タイヤ製作者等が確実に全てのタイヤに対して改善が実施できる場合にあつては、この限りではない。

- (1) 基準不適合状態にあると認めるタイヤの状況及びその原因
- (2) リコールの内容
- (3) リコール対象タイヤの識別方法

4 国土交通大臣は、リコールの届出を受理したときは、改善の実施の促進を図るため、第2第2項第1号から第3号までの書面をもって公表するものとする。

#### 第5 改善の実施

1 タイヤ製作者等は、リコール届出を行った場合には、速やかに、リコール対象タイヤに対する改善の実施に努めるものとする。

2 リコールによる改善は、当該基準不適合状態を解消し、かつ、他の部分が基準不適合状態に至る可能性のないものとする。また、改善を実施したか否かについて、改善の実施後、容易に識別できるものとする。

3 タイヤ製作者等は、販売店等に改善の実施を請け負わせることができるものとする。

#### 第6 改善の実施までの暫定措置

リコール届出したタイヤ製作者等は、改善に係わる部品の生産及び供給等の事由によりリコール届出後速やかに改善が実施できない場合にあつては、必要に応じて、リコール対象タイヤの状況を把握し、使用上の注意事項の周知その他の暫定措置を実施するものとする。

#### 第7 リコールの実施状況報告

1 リコール届出したタイヤ製作者等は、毎年1月、4月、7月及び10月のそれぞれ20日までに、その前月末日までのリコールの実施状況について、第3号様式により報告するものとする。

2 前項の場合において、社団法人日本自動車タイヤ協会に所属するタイヤ製作者等にあつては、同会を経由して報告できるものとする。

3 次に掲げる場合には、国土交通大臣は、リコールが完了したものと認め、又は報告の必要がなくなったと認めることとし、規則第51条の2の規定に従い、その事由があった日以降の報告は不要とする。

- (1) リコール対象タイヤの全てについてリコールを実施した旨報告したとき。
- (2) リコール届出をした日から、3年を経過したとき（国土交通省自動車交通局長が引き続き報告の必要があると認め、タイヤ製作者等に通知して報告期間を延長した場合を除く。）。
- (3) その他、国土交通省自動車交通局長が一定の改善措置が行われたと判断したとき。

### 第3章 サービスキャンペーン

#### 第8 サービスキャンペーンの通知

リコール届出等の円滑な運用を図るため、サービスキャンペーン（リコールに該当しない場合であって、タイヤ製作者等が同一の型式の一定の範囲のタイヤについて、使用者に周知して対策を講じることをいう。）を実施するときは、当該タイヤ製作者等は、国土交通省自動車交通局技術安全部審査課長に対して、第4号様式により、その対策の内容を通知するよう努めるものとする。

なお、当該通知を行う際、電子申請により行うことができる。

### 第4章 雑則

#### 第9 準用規定

- 1 輸入することを業とする者であってタイヤ製作者等以外の者が輸入したタイヤについてリコールの措置を行う場合には、当該タイヤを輸入した者は第1から第7までの規定に準じて届出及び報告をすることができるものとする。
- 2 輸入することを業とする者であってタイヤ製作者等以外の者が輸入したタイヤについてサービスキャンペーンの措置を行う場合には、当該タイヤを輸入した者は第8の規定に準じて通知することができるものとする。

#### 第10 届出書等へ記入する署名等

- 1 届出書には、押印することに代えて、届出する者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から届出に関する権限の委任を受けた者）が署名するこ

3 次に掲げる場合には、国土交通大臣は、リコールが完了したものと認め、又は報告の必要がなくなったと認めることとし、規則第51条の2の規定に従い、その事由があった日以降の報告は不要とする。

- (1) リコール対象タイヤの全てについてリコールを実施した旨報告したとき。
- (2) リコール届出をした日から、3年を経過したとき（国土交通省自動車交通局長が引き続き報告の必要があると認め、タイヤ製作者等に通知して報告期間を延長した場合を除く。）。
- (3) その他、国土交通省自動車交通局長が一定の改善措置が行われたと判断したとき。

### 第3章 サービスキャンペーン

#### 第8 サービスキャンペーンの通知

リコール届出等の円滑な運用を図るため、サービスキャンペーン（リコールに該当しない場合であって、タイヤ製作者等が同一の型式の一定の範囲のタイヤについて、使用者に周知して対策を講じることをいう。）を実施するときは、当該タイヤ製作者等は、国土交通省自動車交通局技術安全部審査課長に対して、第4号様式により、その対策の内容を通知するよう努めるものとする。

### 第4章 雑則

#### 第9 準用規定

- 1 輸入することを業とする者であってタイヤ製作者等以外の者が輸入したタイヤについてリコールの措置を行う場合には、当該タイヤを輸入した者は第1から第7までの規定に準じて届出及び報告をすることができるものとする。
- 2 輸入することを業とする者であってタイヤ製作者等以外の者が輸入したタイヤについてサービスキャンペーンの措置を行う場合には、当該タイヤを輸入した者は第8の規定に準じて通知することができるものとする。

#### 第10 届出書等へ記入する署名等

- 1 届出書には、押印することに代えて、届出する者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から届出に関する権限の委任を受けた者）が署名するこ

とができる。

この場合において、権限の委任を受けた者が届出書を提出しようとするときには、権限の委任を受けていることを証する書面を事前に提出するものとする。

- 2 外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記入する。

第11 届出書等への連署

複数の者が同一のタイヤについて届出若しくは報告又は通知をする場合には、連署で行うことができるものとする。

とができる。

この場合において、権限の委任を受けた者が届出書を提出しようとするときには、権限の委任を受けていることを証する書面を事前に提出するものとする。

- 2 外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記入する。

第11 届出書等への連署

複数の者が同一のタイヤについて届出若しくは報告又は通知をする場合には、連署で行うことができるものとする。